



児童扶養手当

8月から父子家庭も対象へ

特別児童扶養手当



児童扶養手当現況届の提出について

この手当は、離婚や父親の死亡等により父親と生計を共にしていない児童を養育している家庭の自立促進と生活安定のために支給されるものです。

個人あてに届出用紙を郵送しますので、**8月31日**までに子ども福祉課または各支所福祉課へ提出してください。

なお、窓口の混雑が予想されますので、下記の受付日をご利用ください。

※所得制限により支給停止になっている方も必ず提出してください。なお、2年間現況届を提出されない場合は受給資格を失います。

児童扶養手当を新たに申請される方

《対象者》

◆配偶者の死亡や離婚等により父親と生計を同じくしていない、18歳以下（注1参照）の児童を養育している母親

◆未婚で懐胎し、18歳以下

受付日時・場所

受付期日	受付時間	受付場所
8月17日(火)	午前9時～午後5時	本庁玄関ロビー特設窓口
	午前9時～午後5時	笠間支所福祉課窓口
	午前9時～午後7時	岩間支所福祉課窓口
8月18日(水)	午前9時～午後7時	本庁玄関ロビー特設窓口
	午前9時～午後5時	笠間支所福祉課窓口
	午前9時～午後5時	岩間支所福祉課窓口
8月19日(木)	午前9時～午後5時	本庁玄関ロビー特設窓口
	午前9時～午後7時	笠間支所福祉課窓口
	午前9時～午後5時	岩間支所福祉課窓口

の児童を養育している母親

◆前述の母親に代わってその児童を養育している方

◆その他、ご不明な点については、お問い合わせください。

注1「18歳以下」とは、18歳になった日から最初の3月31日までの児童（障害児

の場合は20歳未満）

《支給の制限》

◆公的年金を受けることができる場合は、受給できません。

◆所得制限がありますので、申請すれば必ず受給できるものではありません。表Iを参考にしてください。

《手当の額》

◆児童1人の場合は、所得額により、月額4万1,720円～9,850円

◆児童2人目は5千円、3人目以降は1人につき3千円を加算

◆手当は、4月・8月・12月に前月分までをまとめて支給します。

※ただし、就労意欲のない方には、手当の一部支給停止措置があります。

《申請先・問合せ先》

◆子ども福祉課

(内線163)

◆笠間支所福祉課

(内線72165)

◆岩間支所福祉課

(内線73173)

父子家庭にも児童扶養手当が支給されます

平成22年8月1日から父

オール電化のご相談 & リフォームのご相談

東京電力電化推進パートナー



友部

Switch! ON 友部
(株)ライフワン

笠間市柏井529-1
HP <http://www.e-lifeone.com/>
TEL 0296-77-0215
通常営業時間8:30～17:00

- IHキッチンヒーター
- エコキュート
- 蓄熱暖房機
- 太陽光発電
- キッチン・バスルームリフォーム



子家庭にも児童扶養手当が支給されます。

受給するためには申請が必要で、申請した日より、申請の時期が変更されます。

《対象者》

◇父母の離婚、母親の死亡等により母親と生計を同じくしていない18歳以下の児童を養育している父親

◇母が一定程度の障がいの状態、または生死が明らかでない18歳以下の児童を養育している父親

◇その他、ご不明な点については、お問い合わせください。

《支給の制限》

◇前述の「児童扶養手当を新たに申請される方」の場合と同じです。

《手当の額》

◇前述の「児童扶養手当を新たに申請される方」の場合と同じです。

《申請の時期》

◇すでに父子家庭としての支給要件に該当している方は、平成22年8月1日より前でも申請ができます。

◇平成22年7月31日までに

支給要件に該当している方

↓11月30日までに申請をすれば「8月分」から支給されます。

↓11月30日を過ぎると、「申請月の翌月分」から支給されます。

◇平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方

↓11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した月の翌月分」から支給されます。

↓11月30日を過ぎると、「申請月の翌月分」から支給されます。

※11月15日までに申請した方は、12月に8月、11月分が支給されますが、11月16日、11月30日までに申請した方は、1月に8月、11月分が支給されます。

《添付書類》

◇受給資格者および該当する児童の戸籍謄本(抄本)等

《申請先・問合せ先》

◇子ども福祉課 (内線163)

◇笠間支所福祉課 (内線72165)

◇岩間支所福祉課 (内線73173)

[表1] 平成22年度所得制限限度額 (平成22年8月分～平成23年7月分)

扶養親族数	所得	受給資格者本人		扶養義務者・配偶者等の養育者
		全部支給	一部支給	
0人		190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人		570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人		950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人		1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人		1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人		2,090,000円	3,820,000円	4,260,000円

●所得額の計算方法(課税台帳に基づき計算します。)

所得額=年間収入金額-必要経費(給与所得控除額)+養育費の8割相当額-諸控除-8万円(社会保険料等相当額)

●すでに受給されている方

個人あてに郵送する特別児童扶養手当所得現況届を9月10日までに提出してください。

●新たに申請される方

《対象者》

◇身体または精神に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母、または父母に代わって養育している方(所得制限があります)

《手当の額》

◇重度障害児(1級)は1人につき月額5万7500円、中度障害児(2級)は1人につき月額3万3,800円

《提出期限》

◇8月11日～9月10日(土・日曜日を除く)

《申請先》

◇社会福祉課(内線155)

◇笠間支所福祉課 (内線72163)

◇岩間支所福祉課 (内線73174)

※所得制限により支給停止になっている方も必ず提出してください。なお、2年間所得状況届を提出されない場合は受給資格を失います。

3周年記念結婚応援キャンペーン

まるごと含まれた安心プランの登場。

新生活応援パック

節約派も豪華派も思い描く結婚式が叶う! 「予算」がなんでもう諦めないで

おひとり様 20,000円～
30名様から何名様でも

例えは
30名様で 60万円
100名様で 200万円
200名様で 400万円

各月5組限定 2011年3月末日まで

結婚式場パークスガーデンプレイス(旧友部グリーンビュー) 〒309-1717 茨城県笠間市旭町 305 TEL0296-78-1122 パークスガーデンプレイス 検索

夏だからできる結婚式

期間 2010年7/1(木)～9/30(木)

5組限定

- 挙式料プレゼント
- 衣裳 50%OFF (何着でも OK)
- トロピカルデザートビュッフェプレゼント
- 光の演出イルミネーション (各卓)
- 打上げ花火 プレゼント (16:00以降の挙式)

※他のプランとの併用は致しかねます
※列席者 50名様以上のご披露宴の場合
※平成22年4月15日以降のご成約者

本格的な大聖堂で外国人牧師による感動的な結婚式を!

小さな結婚式

平日 59,800円
土日祭日 98,000円

- 【内容】●教会式 ●結婚証明書 ●ブライズルーム ●ウェディングドレス・タキシードレンタル料 ●新郎着付料 ●新婦着付料 ●小物 ●写真 (6ツ切/1ポーズ)

神前式・人前式もご用意